

岩手県告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）による指定を受けた指定医療機関が次のとおり薬局を廃止した。

令和3年4月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
エルム調剤薬局花巻店	花巻市仲町5番9号	令和2年3月31日
エルム調剤薬局水沢店	奥州市水沢東大通り一丁目5番31号	〃